

＜開発事業に係る申請書類（規則第18条関係）＞

＜審査・協議用図書一覧＞

		連絡先	概要（申請書第二面）	付近見取図	公図の写し	求積図	土地利用計画図	造成計画平面図	造成計画断面図	予定建築物平面図	予定建築物立面図	予定建築物断面図	給水施設設計画平面図	排水施設設計画平面図	（構造及び計算式を含む）緑化計画図	植栽図	緑化計画図	消防水利施設設置図	ごみ集積所設置図	駐車施設設置図	環境法令該当確認書	
…必要な図書																					別途各課必要図書	
…物件により必要な図書																						
…中高層建築物																						
…分譲の共同住宅																						
…協議結果とりまとめ課																						
市民部	防犯交通安全課	低層棟1階 04(2998)9140	○	○			○			○									○		駐車施設の整備に関する基準に係る算出書	
	地域づくり推進課	高層棟5階 04(2998)9083	○	○						○												
環境クリーン部	資源循環推進課	高層棟5階 04(2998)9146	○	○			○															
	環境対策課	高層棟5階 04(2998)9230	○	○	○	○	○			○	○			○					○			
	生活環境課	高層棟5階 04(2998)9370	○	○																		
	みどり自然課	高層棟5階 04(2998)9373	○	○			○			○						○	○				緑化計画書 平面図は1階のみ	
	収集管理事務所	収集管理事務所 04(2946)5353	○	○																	ごみ集積所設置・移転に関する現地調査依頼書	
	建設総務課	低層棟2階 04(2998)9171	○	○	○	○	○														道水路境界確定図又は境界確定証明書	
建設部	道路建設課	低層棟2階 04(2998)9172	○	○	○	○	○														都市計画道路が重なる場合、添付図書に計画線明示	
	道路維持課	低層棟2階 04(2998)9168	○	○			○														道路縦横断図(道路の帰属が発生する場合)	
	公園課	高層棟7階 04(2998)9196																			公園整備に関する計画書 (公園の帰属が発生する場合)	
	河川課	高層棟7階 04(2998)9375	○	○		○	○								○						雨水抑制協議書	
	都市計画課 (準工業地域の中高層建築物の建築に限る。)	高層棟5階 04(2998)9192																				
街づくり計画部	住宅政策課	高層棟5階 04(2998)9216																			新築マンション管理事項届出書、管理規約等の案、長期修繕計画の案	
	下水道維持課	上下水道局庁舎2階 04(2921)1022	○	○	○	○	○			○	○		○	○								
上下水道局	下水道整備課	上下水道局庁舎3階 04(2921)1023	○	○		○	○								○							
	窓口サービス課 水道担当	上下水道局庁舎1階 04(2921)1086	○	○	○	○	○			○	○		○	○								
	窓口サービス課 排水設備担当	上下水道局庁舎1階 04(2921)1086	○	○	○	○	○			○	○		○	○								
	市立埋蔵文化財調査センター	市立埋蔵文化財調査センター 04(2947)0012	○	○																		
教育委員会	学校教育課	高層棟6階 04(2998)9238	○	○																		
	埼玉西部消防局 手続1の場合は不要	消防管理課 (開発指導課)	所沢中央消防署 04(2929)9124 所沢東消防署 04(2998)1191	○	○			○			○											
合　　計（最大枚数）				21	21	6	8	17	10	10	13	8	7	3	6	1	1	1	1	2	1	各課分ホチキス止め等 (ファイルとじ込み不要)

〈手続区分表〉

開発事業区域面積	手続区分	<協議先>
2,000m ² 未満	手続1	手続1…街づくり計画部、市民部、環境クリーン部、建設部、上下水道局、教育委員会、〔危機管理室、福祉部（高齢者支援課、障害福祉課、介護保険課）〕
建築物の最高の高さ15m以上 地上5階以上 建築物の延べ面積6,000m ² 以上	手續2	手續2…街づくり計画部、市民部、環境クリーン部、建設部、上下水道局、教育委員会、埼玉西部消防局〔所沢中央消防署（消防管理課）又は所沢東消防署（消防管理課）〕、〔危機管理室、福祉部（高齢者支援課、障害福祉課、介護保険課）〕
2,000m ² 以上	手續2	手續3…大規模開発事業（協議先は手續2と同様） 開発事業の種別により危機管理室、高齢者支援課、障害福祉課、介護保険課との協議が必要となります。協議が必要なときは、それぞれの所管上に連絡します。
ア 開発事業区域の面積が10,000m ² 以上 イ 100戸以上の共同住宅又は延べ面積が10,000m ² 以上の建築物の建築	手續3	